

参考・引用文献

本書は多数の既往文献、資料を参考に執筆、編集されたものです。本来は、本編中に参考とした文献の著者名と公表された年を記すべきところですが（図の引用など一部は本編中にも記載）、本書の性質を踏まえ省略しました。参考・引用した主な文献を以下にまとめて記載します。

- 馬場敬次・林健一・通山正弘（1986）：日本陸棚周辺の十脚甲殻類。日本水産資源保護協会，東京。
- 中国四国カワウ広域協議会（2015）：中国四国カワウ広域管理指針。中国四国カワウ広域協議会，岡山。
- 遠藤広光（2005）：土佐の魚と分類学，p. 80-89。海洋高知の可能性を探る，高知新聞企業，高知。
- 遠藤広光・岩崎望・町田吉彦・岩井雅夫・門馬大和（1999）：曳航体カメラによる室戸沖深海底生性魚類および甲殻類の予備調査。JAMSTEC 深海研究，14，411-420。
- 外来種影響・対策研究会（2008）：河川における外来種対策の考え方とその事例【改訂版】—主な侵略的外来種の影響と対策—。リバーフロント整備センター，東京。
- 浜田哲暁・佐藤重穂・岡井義明（2006）：外来種ヒゲガビチョウ *Gerrulax cineraceus* の四国における記録と繁殖。日本鳥学会誌，55(2)，105-109。
- 平岡雅規・鳶田智（2004）：四万十川の特産品スジアオノリの生態学。海洋と生物，26(6)，508-515。
- 平岡雅規・田中幸記・田井野清也・蜂谷潤（2012）：温暖化最前線の藻場変動と対応策。海洋と生物，34(4)，314-318。
- 平田智法・山川武・岩田明久・真鍋三郎・平松亘・大西信弘（1996）：高知県柏島の魚類相—行動と生態に関する記述を中心として—。高知大学海洋生物教育研究センター研究報告，16，1-177。
- 井田徹治（2010）：生物多様性とは何か。岩波書店，東京。
- 石田実（2006）：日本太平洋岸のマイワシ産卵量の急減と土佐湾に継続する産卵場の特性。水産海洋研究，70(3)，170-175。
- 石濱史子（2016）：日本の生物多様性を脅かす「4つの危機」，国立環境研究所ニュース，(5)，9-10。
- 蒲原稔治（1958）：浦戸湾内の魚類。高知大学学術研究報告，7(13)，1-11。
- 環境庁（2000）：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—爬虫類両生類。財団法人自然環境研究センター，東京。
- 環境省（2008）：生物多様性と農業—生物多様性の保護と、世界の食料の確保。環境省，東京。
- 環境省（2018）：平成30年版 環境・循環型社会・生物多様性白書—地域循環共生圏の創出による持続可能な地域づくり—。環境省，東京。
- 環境省自然環境局 生物多様性センター（2013）：スポットチェック法によるサンゴ礁調査マニュアル第5版。環境省自然環境局 生物多様性センター，山梨。
- 環境省自然環境局 生物多様性センター（2018）：平成29年度 モニタリングサイト1000 サンゴ礁調査報告書。環境省自然環境局 生物多様性センター，山梨。
- 笠原昊（1950）：日本近海の捕鯨業としての資源。日本水産研究所報告，4，1-103。
- 片野修・海野徹也・谷口順彦編（2011）：アユの科学と釣り—美しい川とアユを願って—。学報社，東京。
- 加藤秀弘（1995）：マッコウクジラの自然誌。平凡社，東京。
- 加藤秀弘（2000）：ニタリクジラの自然誌。平凡社，東京。
- Kato, H. (2004): "Kujira-damaru", Fantastic whale aggregate place of large whales in Tosa Bay. Farming Japan 38(6), 17-21.
- 加藤秀弘（2005）：土佐の鯨溜まり。海洋と生物，27(6)，627-631。
- 加藤秀弘・中村玄（2012）：鯨類海産哺乳類学(第二版)。生物研究社，東京。

- Kato, H. and W. F. Perrin (2009): Bryde's whale. Encyclopedia of Marine Mammals, 2nd edition, Academic Press, New York.
- Kato, H., E. Shinohara, T. Kishiro and S. Noji (1996): Distribution of Bryde's whales off Kochi, Southwest Japan, from the 1994/95 sighting survey. Rep. int. Whal. Common, 46, 429-436.
- 加藤卓也 (2009): アライグマ対策における感染症への留意点と捕獲個体のモニタリング(2009年アライグマ対策技術集(暫定版)). 関西野生生物研究所, 京都.
- 木白俊哉 (2008): 日本の沿岸性鯨類 -沿岸に根付くニタリクジラー, p. 51-74. 日本の哺乳類学③ 水生哺乳類, 東京大学出版会, 東京.
- Kishiro, T., H. Kato, T. Miyashita, I. Ishii, T. Nakajima and E. Shinohara (1997): Abundance of Bryde's whales off Kochi, estimated from the 1994/95 and 1995/1996 sighting surveys. Rep. int. Whal. Common, 47, 163-168.
- 清川昌一・伊藤孝・池原実・尾上哲治 (2014): 地球全史スーパー年表. 岩波書店. 東京.
- 高知大学黒潮圏研究所 (1991): 黒潮のナゾを追う. 高知新聞社, 高知.
- 高知営林局 (1996): ~保護林への誘い~生きた植物図鑑. 高知営林局, 高知.
- 高知県 (2012): 平成 23 年度高知県集落調査報告書. 高知県, 高知.
- 高知県観光振興部観光政策課 (2012): 平成 23 年県外観光客入込・動態調査報告書. 高知県, 高知.
- 高知県・高知県牧野記念財団 (2009): 高知県植物誌. 高知県, 高知.
- 高知県緑の環境会議山村研究会 (1995): 「国際化」時代の山村・農林業問題 -再建への模索・高知県からの報告. 財団法人高知市文化振興事業団, 高知.
- 高知県内水面漁業協同組合連合会 (1992): 土佐の川 全県編 (依光良三編). 高知県内水面漁業協同組合連合会, 高知.
- 高知県レッドデータブック [動物編] 編集委員会 (2002): 高知県レッドデータブック [動物編] 高知県の絶滅の恐れのある野生動物. 高知県文化環境部環境保全課, 高知.
- 高知県レッドデータブック (動物編) 改訂事業 改訂委員会 (2018): 高知県レッドデータブック 2018 動物編. 高知県林業振興・環境部 環境共生課, 高知.
- 高知市 (2016): 2016 高知市緑の基本計画 -森・まち・田園を水と人の環でつなぐ安全でにぎわいのある緑のまち-. 高知市, 高知.
- 高知市・国立大学法人高知大学 (2009): 高知市総合調査受託研究成果報告書 第 1 編「地域の自然」. 高知市・国立大学法人高知大学, 高知.
- 高知市・国立大学法人高知大学 (2010): 高知市総合調査受託研究成果報告書 第 2 編「地域の社会」. 高知市・国立大学法人高知大学, 高知.
- 児玉修・林芳弘 (2016): アサリ資源回復試験, p. 169-191. 平成 27 年度 高知県水産試験場事業報告書 第 113 巻, 高知県水産試験場, 高知.
- 河野まどか・井本善次・中村洋平 (2018): 高知県沿岸の造成海中林および天然海中林におけるカジメの生育状況と魚類の群集構造. 日本水産学会誌, 84(5), 796-808.
- 松永勝彦 (2010): 森が消えれば海も死ぬ 第 2 版. 講談社, 東京.
- 目崎拓真 (2008): 四国のサンゴ群集 -日本のなかでの四国の位置づけ-. CURRENT, 9 (1), 2-3.
- 目崎拓真・久保田賢 (2012): 高知県沿岸海域における造礁サンゴ群集の変遷. 海洋と生物, 34 (4), 332-337.
- 森下郁子 (2011): ダム湖生態系の時間的変化, p. 60-80. ダムと環境の科学Ⅱ ダム湖生態系と流域環境保全 (大森浩二・一柳英隆編), 京都大学学術出版会, 京都.
- 永森通雄 (2003): ヤナセスギの森から 高知県の林業をおもう. 飛鳥, 高知.

- 中坊徹次・町田吉彦・山岡耕作・西田清徳 (2001): 以布利 黒潮の魚. 大阪海遊館, 大阪.
- 中村洋平 (2018): 気候変動による藻場植生の変化と魚類相の変遷. 海洋と生物, 40(3), 220-225.
- 中西安男・吉川貴臣・清家晴男・久川智恵美・吉澤未来・山崎博継・大地博史・三宅由起・濱田早絵・渡部孝 (2005): 高知県におけるオオイタサンショウウオの保護活動. 動物園水族館雑誌, 46(4), 125-130.
- 日本ベントス学会 (2012): 干潟の絶滅危惧動物図鑑 海岸ベントスのレッドデータブック. 東海大学出版会, 東京.
- 日本建築学会 (1989): 図説集落. 都市文化社, 東京.
- 「日本の食生活全集 高知」編集委員会 (1986): 日本の食生活全集 39 聞き書高知の食事. 農山漁村文化協会, 東京.
- 野元彰人・木邑聡美 (2011): 高知県におけるシオマネキ(スナガニ科)の新たな生息地の記録と分布状況 (2). 四国自然史科学研究, (6), 1-5.
- 岡田正也・小松章博 (2012): 高知県奈半利川水系における在来アマゴの識別と個体群構造の推定. 水産増殖, 60(1), 89-97.
- 大塚高雄・野村彩恵・杉村光俊 (2010): 四万十川の魚図鑑. ミナミヤンマ・クラブ, 東京.
- 阪本匡祥・町田吉彦・遠藤広光 (2009): 浦戸湾とその流入河川河口域の魚類. p. 415-473, 高知市総合調査受託研究成果報告書第1編「地域の自然」, 高知市・国立大学法人高知大学, 高知.
- 佐藤大紀・加藤元海 (2013): 高知県新荘川においてニホンカワウソの存続に影響を与えた要因. 黒潮圏科学, 6(2), 218-228.
- 佐藤重穂 (2009): 四国山地東部の三嶺山麓におけるソウシチョウの営巣記録. 四国自然史科学研究, (5), 24-26.
- 佐藤重穂・浜田哲暁・山本貴仁 (2007): 四国地域におけるチメドリ科外来鳥類の定着実態の解明. 四国外来鳥類研究会, 高知.
- 千本山保護林記録整備委員会 (1974): 魚梁瀬千本山保護林. 高知営林局, 高知.
- 千石正一・疋田努・松井正文・仲谷一宏 (1996): 日本動物大百科第5巻 両生類・爬虫類・軟骨魚類. 平凡社, 東京.
- 四国森林管理局 (2013): 四国の保護林 生命あふれる森. 四国森林管理局, 高知.
- Shinohara, G., H. Endo, K. Matsuura, Y. Machida and H. Honda (2001): Annotated checklist of the deepwater fishes from Tosa Bay, Japan, p. 283-343. In Deep-sea fauna and pollutants in Tosa Bay, edited by T. Fujita, H. Saito and M. Takeda, Natl. Sci. Mus Monogr.
- 篠原重則 (1991): 過疎地域の変貌と山村の動向. 大明堂, 東京.
- 白岩孝行 (2011): 魚附林の地球環境学 - 親潮・オホーツク海を育むアムール川-. 昭和堂, 京都.
- 多田昭・大原健司 (2010): 四国におけるピロウドマイマイ属の分類—特にトサピロウドマイマイとシコクピロウドマイマイについて—. 徳島県立博物館研究報告, 20, 37-42.
- 高橋勇夫・東健作 (2016): 天然アユの本. 築地書館, 東京.
- 高橋裕 (2012): 川と国土の危機 水害と社会. 岩波書店, 東京.
- 田井野清也 (2015): 磯焼け等沿岸域機能回復支援事業, p. 157-174. 平成 26 年度 高知県水産試験場事業報告書 第 112 巻, 高知県水産試験場, 高知.
- 田井野清也・鈴木怜 (2014): 藻場造成支援(藻場モニタリング), p. 179-187. 平成 25 年度 高知県水産試験場事業報告書 第 111 巻, 高知県水産試験場, 高知.
- 田中幸記 (2008): 高知県西部海域の藻場分布 その 1 ～藻場分布の現状～. CURRENT, 9 (3), 4-5.
- 田中幸記 (2009): 高知県西部海域の藻場分布 その 2 ～藻場分布の変遷～. CURRENT, 10 (1), 2-3.

- 内田朝子 (2002): 矢作川中流域におけるアユの消化管内容物. 矢作川研究, 6, 5-20.
- 上野俊一 (1976): 四国のオオイタサンショウウオ, p. 8-11. 幡多の自然, 高知県.
- 宇野木早苗 (2015): 森川海の水系 -形成と切断の脅威-. 恒星社厚生閣, 東京.
- 山田ちはる・伊谷行・上田拓史 (2010): 高知県浦ノ内湾におけるミドリイガイの生息場所利用と水平分布. *Sessile Organisms*, 27, 41-50.
- 山形在来作物研究会編(2007): 「どこかの畑の片隅で」, 山形大学出版会, 山形.
- 山中二男 (1978): 高知県の植生と植物相. 林野弘済会高知支部, 高知.
- 山岡耕作・平田智法・神田優・世古晃義・岡崎哲也・小畑洋・下村稔 (2001): 潜水でみた魚類相, p. 112-130. 以布利 黒潮の魚 ジンベエザメからマンボウまで(中坊徹次・町田吉彦・山岡耕作・西田清徳編), 大阪海遊館, 大阪.
- 依光良三 (2008): 流域の環境保全問題 -森・川・海の寸断化の中で-, p. 126-167. 「格差時代」の森林・林業と環境 -苦難と工夫 高知県からの報告-, 日本林業調査会, 東京.
- 吉川琴子・谷地森秀二・加藤元海 (2017): 日本で最後の生存記録となったニホンカワウソ個体に関する目撃情報の整理. *哺乳類科学*, 57(2), 329-336.
- 全国生涯学習フォーラム高知大会環境プロジェクト委員会 (2010): 高知県の自然環境 (全国生涯学習フォーラム高知大会実行委員会・四国自然史科学研究センター・環境の杜こうち編), 全国生涯学習フォーラム高知大会実行委員会, 高知.

生物多様性こうち戦略改訂の体制及び経緯

参考資料 1

■体制

高知県環境審議会自然環境部会 名簿

	役職	氏名	所属・役職等
1	部会長	石川 慎吾	国立大学法人 高知大学 名誉教授 特任シニアプロフェッサー
2	副部会長	依光 良三	国立大学法人 高知大学 名誉教授
3	委員	岩内 史子	コープ自然派しこく こうちセンター 理事
4	委員	多々良 成紀	公益財団法人 高知県のいち動物公園協会 園長
5	委員	時久 恵子	香美市教育委員会 教育長
6	委員	西村 正信	高知県町村会 (いの町環境課 課長)
7	委員	細川 公子	高知県自然観察指導員連絡会 副会長
8	委員	松田 武章	一般社団法人 高知県猟友会 執行理事
9	専門委員	岩瀬 文人	高知生物多様性ネットワーク 代表
10	専門委員	竹内 宏	高知県漁業協同組合連合会 参事
11	専門委員	永野 敬典 (平成30年12月まで)	土佐経済同友会 幹事
12	専門委員	原 忠	国立大学法人 高知大学 理工学部 教授
13	専門委員	福田 真苗	土佐林業クラブ 理事
14	専門委員	前田 幸二	特定非営利活動法人 土佐援農会 理事

所属・役職等は平成31年3月現在(役職ごと50音順;敬称略)

■経緯

自然環境部会による検討

開催日	名称	内容
平成30年8月2日	第1回高知県環境審議会 自然環境部会	改訂方針及び全体構成の検討
平成30年9月18日	第1回生物多様性こうち戦略改訂に 係る意見交換会	全体構成の検討、高知の自然・生きもの・ 人の暮らしについての検討、アンケート 調査内容の検討
平成30年10月31日	第2回生物多様性こうち戦略改訂に 係る意見交換会	戦略改訂の意義の検討、生物多様性の評 価の検討、行動計画の検討
平成30年11月29日	第2回高知県環境審議会 自然環境部会	アンケート調査結果の報告、戦略改訂版 ドラフト案の検討
平成31年1月18日	第3回生物多様性こうち戦略改訂に 係る意見交換会	戦略改訂版(案)の検討
平成31年3月20日	第3回高知県環境審議会 自然環境部会	パブリックコメント結果の報告、戦略改 訂版(最終案)の審議

関連調査等

期間	項目	内容
平成30年10月3日 ～11月15日	アンケート調査	県民、事業所、NPO、学校、市町村、県庁職員を 対象(合計6,214部)に、生物多様性の認知度や 取組状況の把握を目的として実施
平成31年2月25日 ～3月15日	パブリックコメント	戦略改訂版(案)に対する県民からの意見募集

	氏名	所属・役職等
1	荒川 良	国立大学法人 高知大学 農林海洋科学部 教授
2	石川 慎吾	国立大学法人 高知大学 名誉教授 特任シニアプロフェッサー
3	伊谷 行	国立大学法人 高知大学 教育学部 准教授
4	岩瀬 文人	高知生物多様性ネットワーク 代表
5	加藤 秀弘	国立大学法人 東京海洋大学 海洋資源環境学部 教授
6	金澤 文吾	土佐市在住
7	斉藤 知己	国立大学法人 高知大学総合研究センター 海洋生物研究教育施設 准教授
8	澤田 佳長	元 野生生物環境研究センター 所長
9	谷川 徹	農と生きもの研究所
10	前田 綾子	高知県立牧野植物園 研究・教育普及部 植物研究課 研究員
11	三本 健二	四国貝類談話会
12	谷地森 秀二	認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター センター長
13	依光 良三	国立大学法人 高知大学 名誉教授
14	渡部 孝	わんぱくこうちアニマルランド 園長

所属・役職等は平成 31 年 3 月現在（50 音順；敬称略）

【個人】

- ・荒川 良 (国立大学法人 高知大学 農林海洋科学部)
- ・石川 慎吾 (国立大学法人 高知大学 名誉教授 特任シニアプロフェッサー)
- ・伊谷 行 (国立大学法人 高知大学 教育学部)
- ・岩瀬 文人 (高知生物多様性ネットワーク)
- ・谷岡 仁 (香美市在住)
- ・細木 光夫 (有限会社 エコシステム)
- ・溝渕 幸三 (特定非営利活動法人 日本ウミガメ協議会)
- ・三本 健二 (四国貝類談話会)
- ・谷地森 秀二 (認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター)
- ・山崎 浩司 (認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター)
- ・依光 良三 (国立大学法人 高知大学 名誉教授)
- ・渡部 孝 (わんぱーくこうちアニマルランド)

【団体】

- ・認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター
- ・四国森林管理局
- ・株式会社 西日本科学技術研究所

【引用元】

- ・環境省ホームページ「みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性」
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/possibility/index.html>
- ・高知県観光パンフレット「こうちじん」
- ・高知県中山間振興・交通部 鳥獣対策課「よさこいジビエフェア 2019」ガイドブック
- ・高知県農業振興部地域農業推進課「土佐の伝統作物」
- ・高知県農業振興部畜産振興課「高知県の畜産」(平成 29 年度版)

(50 音順／敬称略)

生物多様性の保全に関わる環境関連法

種別	法律名	概要	条例及び規則	指針及び計画等	関係課室
全般	環境基本法	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律	高知県環境基本条例	高知県環境基本計画	環境共生課
	生物多様性基本法	我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律	—	生物多様性こうち戦略	環境共生課
国土の利用	国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律	—	高知県土地利用基本計画	用地対策課
	国土形成計画法	総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定などにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律	—	—	—
自然環境・景観の保全	自然公園法	優れた自然の風景地を国立公園や国定公園といった自然公園として指定し、一定の公用制限のもとで風景を保護するとともに、その適正な利用を推進することを目的とした法律	高知県立自然公園条例	—	環境共生課
	自然環境保全法	自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、すぐれた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域等として保全することなどを定めることにより、自然環境を保全することが特に必要な区域等の適正な保全を総合的に推進することを目的とした法律	高知県自然環境保全条例	高知県自然環境保全基本方針	環境共生課
	自然再生推進法	自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律	—	—	—
	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律	—	—	—
各種生態系の保全・利用	森林・林業基本法	基本理念として森林の有する多面的機能の持続的発揮を掲げ、森林の適正な整備・保全、山村の振興、林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした法律	—	—	林業環境政策課
	森林法	全国森林計画・地域森林計画・森林経営計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度等について定めた法律	高知県森林法施行細則	・高知地域森林計画 ・安芸地域森林計画 ・嶺北仁淀地域森林計画 ・四万十川地域森林計画	治山林道課 森づくり推進課
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の有する公益的機能の維持増進等を目標とする国有林野の管理経営に関する計画等を定めた法律	—	—	—
	食料・農業・農村基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを目的とした法律	—	—	農業政策課
	農地法	農地の権利移動・転用の許可、賃貸借契約の解約の制限、遊休農地対策等について定めており、不耕作・投機目的等による農地の取得を防止し、農地として効率よく利用されるようにすることを目的とした法律	—	—	農地・担い手対策課
農地生態系	土地改良法	環境との調和に配慮しながら農用地の改良、開発、保全、集団化に関する事業を行い、農業生産性の向上、農業構造の改善等を図ることを目的とした法律	—	高知県農業農村整備推進方針	農業基盤課
	農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにし、この地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律	—	高知県農業振興地域整備基本方針	農地・担い手対策課

種別	法律名	概要	条例及び規則	指針及び計画等	関係課室
農地生態系	有機農業の推進に関する法律	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とした法律	—	高知県有機農業推進基本計画	環境農業推進課
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)	野生鳥獣の保護・管理を行うとともに、狩猟に関する法規制に基づく安全使用等の徹底などにより、生物の多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の発展に寄与するため、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律	高知県鳥獣保護及び狩猟規則	・高知県鳥獣保護管理事業計画 ・高知県第二種特定鳥獣(シカ・イノシシ)保護管理計画	鳥獣対策課
河川・湖沼生態系	水質汚濁防止法	事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的とした法律	高知県清流保全条例	—	環境対策課
	—	—	高知県清流保全条例	高知県清流保全基本方針 ・仁淀川清流保全計画 ・物部川清流保全計画	環境共生課
	—	—	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	・四万十川流域振興ビジョン ・高知県四万十川流域環境配慮指針	環境共生課
	河川法	河川について、災害の発生防止、河川の適正利用、流水の正常な機能維持、河川環境の整備保全がされるように管理することにより、国土の保全と開発、公共の安全の保持、公共の福祉の増進を目的とする法律	—	河川整備基本方針 河川整備計画	河川課
	湖沼水質保全特別措置法	水質環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び排水規制等の措置を講じることにより、湖沼の水質保全を図ることを目的とした法律	—	—	環境対策課 (現在対象なし)
	—	—	高知県の土砂の埋め立て等の規制に関する条例	—	環境対策課
	砂防法	砂防指定地において、砂防設備を施設し、また一定の行為を禁止・制限し、土砂生産の抑制を図り、流れてくる土砂を適切に溜めることなどにより土砂災害を防止することを目的とした法律	高知県砂防指定地管理条例	—	防災砂防課
沿岸・海洋生態系	海洋基本法	海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、わが国において、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めること等により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律	—	—	—
	水産基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律	—	—	—
	漁業法	漁業生産(漁場の利用)に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構(漁業調整委員会等)の運用によって水面を総合的(重複的・立体的)に利用することにより漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とした法律	高知県漁業調整規則 高知県内水面漁業調整規則	—	漁業管理課
	水産資源保護法	水産動植物の採捕の制限、対象種の捕獲が可能な漁船(許可漁船)の定数などの規制的な措置、及び保護水面、溯河魚類の国営孵化放流などの積極的な維持培養措置とを定めることにより、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とした法律	高知県漁業調整規則	高知県資源管理指針 高知県磯焼け対策指針	漁業振興課 漁業管理課

種別	法律名	概要	条例及び規則	指針及び計画等	関係課室	
各種生態系の保全・利用	沿岸・海洋生態系	海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とした法律	高知県海岸管理条例	高知県海岸保全基本計画 ・海部灘沿岸海岸保全基本計画 ・土佐湾沿岸海岸保全基本計画 ・豊後水道東沿岸海岸保全基本計画	港湾・海岸課
	港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とした法律	高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例	—	—	港湾・海岸課
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害	—	—	—	—
	都市公園法	都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等管理、立体公園制度に関する事項を定めることにより、都市公園の健全な発展を図ることを目的とした法律	高知県立都市公園条例	—	—	公園下水道課
	都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び緑化地域の都市計画上の位置づけ、緑地保全地域及び特別緑地保全地区内での行為規制、特別緑地保全地区に係る土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて定めることにより、都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律	—	—	—	公園下水道課
	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等の都市計画の内容やその決定手続き等について定めた法律	高知県都市計画法施行条例	・高知県都市計画マスタープラン ・都市計画区域マスタープラン	—	都市計画課
野生生物の保護・管理	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) 【再掲】	野生鳥獣の保護・管理を行うとともに、狩猟に関する法規制に基づく安全使用等の徹底などにより、生物の多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の発展に寄与するため、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律	高知県鳥獣保護及び狩猟規則	・高知県鳥獣保護管理事業計画 ・高知県第二種特定鳥獣(シカ・イノシシ)保護管理計画	—	鳥獣対策課
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)	希少野生動植物種を指定し、捕獲等、譲渡等及び輸出入を規制するとともに、生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施などにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とした法律	・高知県希少野生動植物保護条例 ・高知県うみがめ保護条例	・高知県希少動植物保護基本指針	—	環境共生課
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や取扱いを規制し、防除等を行うことを定めた法律	—	—	—	環境共生課
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)	カルタヘナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組換え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律	—	—	—	—

種別	法律名	概要	条例及び規則	指針及び計画等	関係課室
野生生物管理の保護・	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する風風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とした法律	高知県動物の愛護及び管理に関する条例	高知県動物愛護管理推進計画	食品・衛生課
多様性生物への影響の防生物	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とした法律	—	—	環境対策課
	農業取締法	農業による病害虫の防除は、農産物の生産に当たって有効な手段であるが、人や家畜、蚕やミツバチ、水生動植物などに対し直接的、間接的に何らかの影響を及ぼす恐れがあるため、製造、販売、購入、保管、使用方法、廃棄など、その取り扱いについて規制した法律	—	—	環境農業推進課
その他	環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律	高知県環境影響評価条例	—	環境共生課
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」という。）を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民、民間団体等」という。）が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律	—	—	環境共生課
	エコツーリズム推進法	エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定、特定自然観光資源の保護に関する措置等を定めた法律	—	—	—
	観光立国推進基本法	観光をもつて国が繁栄する状態（観光立国）を実現するための基本的な事項を定めた法律。観光立国の実現が21世紀のわが国経済社会の発展のために不可欠な重要課題であることを踏まえ、それに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、掲げるべき基本理念、関係者の責務、観光白書、政府が策定すべき観光立国推進基本計画、観光立国の実現のために国が講ずるべき基本的施策の内容、国及び地方公共団体が協力すべきこと等について定めている	あつたか高知観光条例	—	観光政策課
	文化財保護法	文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律	高知県文化財保護条例	—	文化財課
	バイオマス活用推進基本法	バイオマスの活用の推進に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律	—	—	—
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の発生を抑制し、及び廃棄物の訂正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処置をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律	高知県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	高知県廃棄物処理計画	環境対策課

種別	法律名	概要	条例及び規則	指針及び計画等	関係課室	
その他	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律	—	高知県地球温暖化対策実行計画	新エネルギー推進課	
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とした法律	—	高知県新エネルギービジョン	新エネルギー推進課	
	過疎地域自立促進特別措置法	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とした法律	—	高知県過疎地域自立促進計画	中山間地域対策課	
	—	—	—	高知県公害防止条例	—	環境対策課
				清潔で美しい高知県をつくる条例	—	環境対策課
				高知県土地基本条例	—	用地対策課

■ アルファベット

BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。河川の水質汚濁の度合いを示す代表的指標。水中の有機物等の汚濁物質が微生物により無機化される際に消費される酸素量で表し、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

DDT

dichlorodiphenyltrichloroethane（ジクロロジフェニルトリクロロエタン）の略。かつて使われていた有機塩素系の殺虫剤、農薬。日本では1971年から使用が禁止されている。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略。国際的な専門家で構成され、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構。2013年9月には第5次評価報告書第1作業部会報告書が公表された。

IPM 農法

IPMはIntegrated Pest Management（総合的病害虫管理）の略。病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく、天敵や農業資材など様々な防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方の農法。

IUCN

International Union for Conservation of Nature and Natural Resources（自然及び天然資源の保全に関する国際同盟）の略。1948年に創設された自然及び天然資源の保全に関わる国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体。

ODA

Official Development Assistance（政府開発援助）の略。発展途上国の経済発展や福祉の向上のために先進工業国の政府及び政府機関が発展途上国に対して行う援助や出資のこと。

PDCA サイクル

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価にあたって、一連の作業を繰り返し、継続的に向上を図るという考え方。

SS

Suspended Solids（懸濁物質）の略。水の濁りの指標となり、水中に含まれる有機物や無機物の鉱物などの量（水1L中）を表す。

■ あ

愛知目標（愛知ターゲット）

生物多様性における戦略計画として、2050年までに人類が自然と共生する世界を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための効果的かつ緊急の行動をとるという国際的な目標。

赤潮

特定のプランクトンが一水域で異常に増殖し、赤色系（赤色のほか、赤褐色、茶褐色、橙色など）に変色する現象。有毒な植物プランクトンが増殖した場合には、貝毒の発生など甚大な漁業被害をもたらす。

磯焼け

沿岸海域において藻場を形成する海藻類が消滅してしまう現象。いったん磯焼けが発生すると、藻場の回復までに長い年月を要し、磯根資源の生育不良や減少を招いたりするなど、沿岸漁場に影響を及ぼす。

一級河川

国土保全上又は国民生活上、特に重要な水系として政令指定された水系（一級水系）に係る河川。国土交通大臣が指定する。

魚付き保安林

水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助けることを目的として設置される保安林。立木の伐採、土地の形質の変更等に対して制限があり、行為の実施に際しては許可要件を満たした上で都道府県知事の許可が必要となる。

栄養塩

植物の増殖、生長を制限する元素が水中内で塩類として存在する形態。水域では、硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩（いずれも窒素の成分）、リン酸塩（リンの成分）、ケイ酸塩（ケイ素の成分）の5種類を指す。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験して学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な生態系（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）のつながりを指し、生態系ネットワークとも呼ばれる。ネットワークの形成にあたっては核となる地域（コアエリア）及び、その地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能として個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これらの生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保することを基本とする。

エドワジエラ・イクタルリ感染症

2007年8～10月に国内数河川のアユ病魚で初めて発生が確認された新しい細菌病。顕著な外観症状は乏しいが、体表や肛門部の発赤、腹部膨満、眼球突出などが見られることがある。血液の混じった腹水の貯留が認められることも多い。

塩性湿地

塩沼ともいう。海に近いため潮汐の影響により時間帯によって海水・汽水に冠水し、常に湿潤な状態となっている砂地や泥地。塩生植物の群落が形成される。

塩生植物

海浜・海岸砂丘・塩湖岸など塩分の多い土地で生育可能な植物。

■か

海底谷

海底の狭くて深くぼみで、両側は急な斜面をなす地形。大陸斜面上に特徴的に形成される。

外来種

国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。このような外来種の中には、導入先の生態系、農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響を生じさせるものが存在する。

河道

河川の流水が流下する土地空間。通常は堤防と河床で囲まれた部分をさす。

河道内の樹林化

土砂供給の減少、河道掘削等の影響によってみお筋（河道内で普段水が流れているところ）が固定化し、河床が低下する一方で、砂州は肥大化する。砂州の陸化の進行によって草地化し、砂等の細粒分がそこで捕捉されるようになることで、樹木の侵入、生育が促進される。

環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のこと。農業のもつ物質循環機能を活かし、環境と調和した持続可能な農業生産のあり方として、行政による誘導施策がとられている。

希少種

一般的には、生息数が少なく希にしか見ることができない種を指す。レッドリスト掲載種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物、国際希少野生動植物を指して使われることもある。

希少野生動植物

種の個体が著しく減少しつつある野生動植物、生息・生育地が消滅しつつある野生動植物、生息または生育環境が著しく悪化しつつある野生動植物、その種の存続に支障を来す事情のある野生動植物のいずれかであること。高知県でも一部の種の個体が減少する状況にあり、積極的な保護施策の実施を図り健全な自然環境を将来に継承するため、高知県希少野生動植物保護条例が施行（2006年7月）された。

汽水域

河川などから流入する淡水と海水とが混合して形成される塩分濃度の低い水が、恒常的にあるいは季節的に存在する水域（河口域や内湾など）。

魚道

堰堤など魚の遡上が妨げられる箇所、遡上を助けるために設置される工作物。

近自然工法

洪水の危険性を軽視せず、大気、水、土壌の働きと生態系の食物連鎖の関係を本来の自然に近づけることを目的とし、地域の自然素材を活かしながら自然との共存を図る河川改修工法。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

黒潮

フィリピンの東方海域に端を発して北上し、東シナ海、トカラ海峡を通過して太平洋へ出た後、足摺岬沖で東向きに進路を変え、関東の沖合で太平洋を東に向かって遠ざかっていく暖流。世界の海流の中で、北大西洋のメキシコ湾流とともに最も強大な海流である。黒潮は貧栄養で植物プランクトンが少なく透明度が高いため、海色が黒く見えることから「黒潮」と名付けられた。

原木生産量

原木生産は、森林から丸太を生産する林業の作業を指し、その作業による丸太の生産量を原木生産量という。資料によっては素材生産量と表記する場合もある。

公益的機能

一部の人だけが受ける恩恵ではなく、多くの人たちに利益をもたらす機能をさす。森林の場合は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など。

高水敷・低水敷

洪水の時に水かさが増して浸かる場所を高水敷、通常の状態の水が流れている場所を低水敷という。

構造線

地層群同士または地塊同士の境界線（地体構造の境界線）。

高知県環境基本計画

高知県環境基本条例第9条の規定に基づき策定される、高知県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。2016年4月に第四次計画が策定された（最初の計画は1997年2月に策定）。

高知県環境基本条例

高知県の環境行政のうち最も基本となる条例（1996年3月）。森林、農村環境及び清流の保全など高知県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んでいるとともに、「都市部と中山間地域との連携の推進」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置づけたことなどが特色として挙げられる。

高度成長期

飛躍的な経済成長を遂げた時期。日本では、1950年代半ばから1970年代初頭までの期間。

■ さ

在来種

地域の環境条件に適応し、以前から存在した種。

里地里山

長い歴史の中で、さまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成された地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

雑木林

かつては用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いられた。広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里地里山の中心的存在。

砂礫堆

砂や礫によって構成される河床に形成された地形単位。主に河道内の水面幅、水深及び平均粒径に応じて交互砂礫堆や複列砂礫堆等の形態が規定され、蛇行流路の形成要因となる。

サンゴの白化

海水温の上昇などにより、サンゴの体内に共生している褐虫藻が体外に排出されるなどして、サンゴが白く見える現象。白化した状態が継続すると、サンゴは褐虫藻からの栄養が得られないため、死滅してしまう。

資源管理型漁業

資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。

自然再生事業

過去に損なわれた生態系やその他の自然環境を取り戻すことを目的として実施される事業。

準絶滅危惧種

レッドリストにおいて「絶滅危惧（Ⅰ類、Ⅱ類）」に準ずるランクとされる、存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

人工林

苗木の植栽や播種、挿し木などにより造られた森林。スギ・ヒノキが代表的な樹種。

森林環境税

高知県では、森林の環境を守るために通称「森林環境税(法制上は県民税均等割の超過課税)」として個人・法人県民税に 500 円(年額)が加算され、その税収が森林環境の保全に使われる。

水源涵養(かんよう)機能

森林土壌や水田土壌など降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

水質汚濁防止法

公共用水域の水質汚濁の防止に関する法律(1970年12月)。第1条に目的が記載され、「この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。」とある。

生態系被害防止外来種

幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種として環境省及び農林水産省が公表した種。このリスト作成をもって要注意外来生物は発展的に解消された。掲載種はそれぞれの対策の方向性を示すカテゴリーに区分され、未定着な種については「侵入予防外来種」及び「その他の定着予防外来種」に、定着が確認されている種については「緊急対策外来種」、「重点対策外来種」及び「その他の総合対策外来種」に、産業又は公益的に重要で利用されているが代替性のないものについては「適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)」とされている。なお、これら外来種は、特定外来生物及び未判定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象にはならない。

絶滅危惧種

レッドリストにおいて、次の3つのカテゴリー(分類群によってはIA類とIB類をまとめて絶滅危惧種としている)に掲載されている種。

- ・絶滅危惧IA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。
- ・絶滅危惧IB類：IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。
- ・絶滅危惧II類：絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられる種。

瀬(平瀬・早瀬)・淵・トロ

- ・平瀬：水深が浅く、流れがやや早い。
- ・早瀬：水深が浅く、流れが早い。水面には白波が立つ。
- ・淵：水深が深く、流れは緩やか。
- ・トロ：瀬と淵の間ぐらいの深さで、流れは緩やか。

遷移

生物群集の組成が時間とともに変化する過程。この移行が進んで最終的に成立する群集を極相という。

相観

植物群落の一般的な外観。生活形・密度等によって決まる。植物群系の分類に用いる。

体験型・交流型観光

画一的な観光コースをまわる周遊型観光と異なり、観光客がその場所でどのように過ごすかという「体験」を重視する観光形態（時間消費型観光）。そのため、必然的にその観光には各人の趣味や嗜好が色濃く表れることとなり、テーマ性の非常に強いものとなる。また、比較的長い滞在を即するものであり、同一の趣味嗜好が継続する限り、観光客が何度でもその観光地を訪れるような観光形態でもある。

大陸棚・大陸斜面

大陸棚とは、大陸あるいは島のまわりに隣接し、勾配が小さく深所に向かって著しい傾斜の増大が生じるまでの地帯をいう。通常、水深 200m 程度より浅い平らな海底をさす。大陸斜面は、大陸棚外縁から沖へ向かって深海へ下る斜面をいう。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理。

棚田

傾斜地に階段状に造られた稲作地。棚田は雨水の保水・貯留による洪水防止、水源の涵養、多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供などの様々な役割を果たしている。

段丘状地形

河川、海、湖に沿って、あるいは谷筋に沿って分布する階段上の地形。ほぼ水平で平坦な地表面（段丘面）とその前方あるいは背後の急傾斜な崖（段丘崖）からなる。

地域個体群

地域性に着目して特定される個体群。移動能力のそれほど高くない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多い。

地塊山地

周囲から断裂して分かれた地殻の一部を地塊といい、その一部が隆起して成長した山地。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の温度が長期的に見て上昇する現象。この原因として、石油や石炭等の化石燃料の燃焼や森林の減少等による温室効果ガス（二酸化炭素など）の増加が指摘されている。

地産地消・地産外商

地域で生産されたものをその地域で消費すること。単に地域の食材を消費するだけでなく、「もの（食材）」を通して「人（心）」がつながることが原点であり、食農養育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには食を柱とした生き活きとした地域づくりへとつながっていくことを目指す。高知県では、経済発展を目的として、地産地消を徹底した上で、他地域において高知県の物産が消費される取組を進めており、これを地産外商という。

沖積層

約 2 万年前以降に形成された比較的新しい地層。河川等により運ばれた泥土等が堆積して形成される層であり、一般に軟弱であることが多い。日本の平野部の大部分は沖積層からなる平野である。

潮間帯

満潮時に水没し、干潮時に露出する部分。上から高潮帯、中潮帯、低潮帯に分けられる。

低炭素社会

化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

通し回遊

海や川に生息する動物が、成長段階や環境の変化に応じて川から海、もしくは海から川へ移動する行動。通し回遊には、遡河回遊（川で生まれ、生活の大部分を海に降って過ごし、産卵の時に再び川に戻る）、降河回遊（普段は川で生活しているものが海に降って産卵し、そこで誕生した幼魚が川を遡る）、両側回遊（生活、産卵、誕生も川であり、生活環の一部で一旦海に降って再び川を遡る）が知られる。

動物愛護管理法

動物の虐待等の防止について定めた法律（1973年制定、2013年改正）。「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。」とある。

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」（2004年6月）によって規定された外来生物。同法で規定する外来生物は、海外から日本に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物をさす。環境省が指定。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

都市計画法

都市の健全な発展等を目的とする法律（1968年6月）。第1条に目的が記載され、「この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」とある。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律（1973年9月制定）。制定時の名称は都市緑地保全法で、2004年の都市緑地保全法等の一部を改正する法律施行に伴い都市緑地法に改称された。最新の改正は2017年5月（2018年12月時点）。

■ な

内水面漁業

湖沼・河川等の内水面で行われる漁業。

二級河川

一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもの（二級水系）に係る河川。都道府県知事が指定する。

二次林

何らかの原因により、植生が強くあるいは頻繁に攪乱された後に成立した二次遷移の途中にある森林。

■は

波食

海岸に打ち寄せる波による侵食作用。

干潟

干出と水没を繰り返す平坦な移動しやすい基底（砂、礫、砂泥、泥）からなる地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つで、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となる。

被度

植物群落や造礁サンゴ群落において、それら生きものが地表もしくは海底面を覆っている面積の割合。

比流量

ある地点における流量を、そこまでの流域（集水）面積で除した値。

貧栄養

栄養塩濃度が低い状態にあること。

富栄養

栄養塩負荷量が大きく、それによって植物プランクトンが多く発生する状態。「富栄養化」は、時間とともに栄養塩負荷量が増加するといった進行の状態を示す。

腐植物質

生物の死後、生物体有機物が微生物的及び化学的作用を受け、その分解する過程で生じる物質のことであり、化学構造が特定されない有機物の総称とされる。森林土壌中の腐植物質は、落ち葉や倒木など植物を起源とする有機物が主となる。

付着藻類

水草など水中植物、底泥、礫、岩石等の表面に付着している珪藻、藍藻、緑藻、紅藻等の藻類の総称である。日本の河川では主要な一次生産者と位置づけられ、アユや水生昆虫などの餌となる。

ブルーツーリズム

島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と身体をリフレッシュさせる余暇活動。

平成の名水百選

2008年6月に環境省が選定した全国各地の「名水」とされる100か所の湧水、河川、用水、地下水。

ボケ病

異型細胞性鰓病の通称で、アユ養殖場で発症する事例が多い。アユの鰓上皮細胞に病原菌（ポックスウイルス科の PaPV）が感染し、大型の異型細胞が形成される病気。発病魚は主に呼吸機能が低下し、摂餌不良や緩慢遊泳など酸欠状態で見られる症状を示す。

圃場整備

既成の水田や畑をよりよい基盤条件をもつ農地に整備する一連の土地改良のこと。

保全と保護

「環境」を対象とした事例では、保全（conservation）とは「人が手を加えながら状態を維持すること」、保護（protection）とは「外的な影響を最小限にし、そのままの状態を残す・守ること」の意味で扱われている場合が多い。生物多様性国家戦略 2012-2020 などでは、生物多様性の保全に係る取組の一環として「保護」が含まれており、本書もそれに準じ、「保全」の中に「保護」の思想も含めている。

■ま

緑の回廊

種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することによって個体群の交流を促進し、保護林相互を連結してネットワークを形成するもの。

木質バイオマス

樹木の全部またはその一部をチップやペレットなどにして得られる木質産物。最近ではエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化等の研究が進められている。

藻場

大型の底生植物（海藻、海草）の群落。魚介類の産卵場や餌場となるなど沿岸地域の生態系において重要な役割を果たしている。

■や

焼き畑農業

森林や原野を刈り払い、倒した樹木や草本などを燃やしてから灰を肥料としてイモ類、雑穀類等を栽培する農業の手法。数年間にわたり作付けした後、肥料分がなくなると畑を放棄して別の場所に移転する。放棄された耕作地は他の土地を焼き畑・耕作している間に植生が回復し、再び焼畑として利用できるようになる。循環的に資源を利用する、古くから続く伝統的な農業形態。

湧昇

海洋において、海水が深層から表層に向かって湧き上がる現象。これにより、海底に高濃度に存在する栄養塩が光の届く層に供給され、海洋の生物生産の底辺を支える植物プランクトンの増殖が促される。

■ら

リアス式の地形

狭い湾が複雑に入れ込んだ沈水海岸の地形。

留鳥

一年中同じ地域で生活し、季節による移動をしない鳥の総称。日本ではスズメ、カラス、キジ、ヤマドリが代表的。

冷水病

河川に生息する魚類が細菌に感染しておきる感染症。特にアユに対する被害が深刻で、国内では1988年に徳島県で初めて確認され、毎年、全国各地で多大な影響を与えている。

レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について、その生態や生息状況、減少要因等を取りまとめ、出版物として発刊したもの。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物のリストで、「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」等のカテゴリーにランク付けされている。全国的な観点から環境省が作成しているほか、都道府県等も各々の区域に生息・生育する種についてのレッドリストを作成している。

「生物多様性×こうち」ロゴマークにこめた想い。

高知県らしい生物多様性を一つのモチーフに表したい。

高知といえば、豊かな森林を背後にそこから脈々と流れる川。それらを受け止める黒潮。そして、自然が生み出す特産物や生きもの。

たくさん紹介したいものはあるけれど、こうちの代名詞、ヤイロチョウやゆず、ヤマモモ、カツオに厳選。

この豊かな自然を私たちの暮らしとのバランスを保ちながら守り、人を含めた生きもののいのちが途切れることなく将来につながりますように。

そんな想いがこもっています。



生物多様性こうち戦略【改訂版】

2019年3月

発行 高知県林業振興・環境部 環境共生課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52

Tel 088-821-4554 / Fax 088-821-4530

E-Mail 030701@ken.pref.kochi.lg.jp
